

一般社団法人 日本機械学会 著作権規定

2016年3月29日 理事会制定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人 日本機械学会（以下 本会）が発行する著作物の取り扱いについて定めるものである。

(対象)

第2条 本規定は、本会が編修、発行するすべての著作物を対象とし、著作物には電子データ（Webへの掲載記事等）も含まれる。

(著作権の帰属)

第3条 本規定における著作権（日本国著作権法第21条から第28条までに規定されたすべての権利および電子メディア化する権利、二次的著作物の利用権を含む）の帰属については以下に定める。

1. 本会が本会名で発行する著作物の著作権は、本会のみ帰属する。
2. 第三者である出版社等に委託して出版する委託出版における著作権の帰属に関しては、本会と出版社等との間で締結される出版契約等に基づき定める。
3. 著作物を創作する者（以下 著作者）は、本条第1項で定められた取扱いに異議のある場合、本会提出時までその旨と著作権を本会に譲渡することに支障がある特別な理由を本会に書面等で申し出るものとし、その取扱いについて本会と協議する。この場合、本会が異議を認めたときは、当該著作物の著作権は、本会に委譲されることなく著作者に留保されたものとする。
4. 著作者は、前項により著作物を留保した場合であっても、行事（講演会等）への投稿を行うことにより、本会に対し、当該著作物の全ての利用（本会が第三者にサブライセンスを行う権利を含む）を無償で許諾したものとする。

(著作権の譲渡)

第4条 著作権の譲渡は、著作者から本会宛てに著作権委譲書等の提出を受けることにより成立する。但し、論文や記事などが不採択となり掲載されない場合や該当著作物が発刊されない場合等は、著作権は著作者に返還される。

2. 本会の部会、委員会、支部、部門、分科会、研究会等の活動において共同創作され、各人の寄与が分離して個別に利用することが出来ない著作物に関しては、本会活動により生じた著作物とみなし、本会名の下に発行される場合は、原則として、著作者は本会とし、著作権は本会が有するものとする。

(著作者人格権の不行使)

第5条 著作者は、本会及び本会が著作物の利用を許諾した第三者に対し、著作者人格権を行使しない。

2. 前項の規定は、本会及び本会が著作物の利用を許諾した第三者が、著作物を原著物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。

(著作者の責任)

第6条 著作者は著作物の内容について責任を負うものとし、著作物作成にあたり、本会に対し、第三者の権利を侵害していないことを保証する。本会はその内容について、その正確性、安全性、適合性等に関して、一切の責任を負わない。

(著作権利用の許諾)

第7条 本会に帰属する著作権を利用する場合は、本会の許諾を必要とし、許諾依頼は原則として事前に文書にて申し入れるものとする。ただし、著作者自身が著作物の一部を複製、翻訳・翻案などの形で利用する場合、本会では原則としてこれを妨げず、本会の許諾を得ることなく著作物を利用することが出来る。

(例外的取扱い)

第8条 他学会との共催行事等において別段の取り決めがあるときは、本規定に優先されるものとする。また、著作権委譲書の提出を受けていないホームページ内の記事や行事で配られる配布資料（販売対象とはならない資料）などは、本会著作物とみなさず、原則として著作者に著作権はあるものとする。

(規定の改廃)

第9条 この規定の改廃は、理事会の承認を得て行う。